（但し、会社更生法第48条第３項の規定により共益債権となるべき部分に当該精算すべき額を充当した結果、なお精算されない額に限る。）を控除した額について、前記⑴を適用する。なお、前記⑴①の免除の効果は、賃貸借契約終了後の清算の完了時か更生計画認可決定時の何れか遅く到来したときに生じるものとし、前記⑴を適用する場合において、当該債権者が他の一般更生債権を有している場合には、弁済の対象となる債権を合算した後の債権を基準に行われるものとする。

但し、確定債権のうち、50万円以下の部分に対する弁済については、前記⑴③及び⑤により定められている全５回の弁済日のうち、賃貸借契約終了後の精算が完了した後に最初に到来する弁済日に弁済するものとし、50万円超の部分に対する弁済については、賃貸借契約終了後の精算が完了した後に最初に到来する弁済日から第５回目の弁済予定日までの弁済回数で均等に分割して、各弁済日に弁済する。また、平成27年７月１日以降に賃貸借契約終了後の精算が完了した場合には、前記⑴の権利変更を適用し、弁済条件については従前の約定に従うものとする。

⑸　売買契約の解除を条件として発生する損害賠償請求債権

別表９－５「一般更生債権弁済計画表（売買契約の解除を条件として発生する損害賠償請求債権）」記載の確定債権については、次のとおりとする。

①　売買契約が解除されていない間は弁済を行わないこととし、平成27年３月末日までに、売買契約が解除されなかった場合には、確定債権の全額について同日に免除を受ける。

②　平成27年３月末日までに、売買契約が解除された場合は、別表９－５「一般更生債権弁済計画表（売買契約の解除を条件として発生する損害賠償請求債権）」の「確定債権額」欄記載の債権額について前記⑴を適用する。但し、売買契約の解除が平成22年12月末日以降に成就した場合には、売買契約解除の直後に到来する⑴②及び③記載の各弁済期に、分割して支払うものとし、既に弁済期が経過していた分割金の未払額がある場合は、その金額を、売買契約の解除後最初に到来する弁済期に加算して弁済する。

⑹　変更更生債権

本章第１節４⑵③又は同節５⑵⑥の定めにより変更更生債権となる一般更生債権については、当該売却代金全額を受領した日から１ケ月以内に変更更生債権の全額を一括して弁済する。但し、変更更生債権に対して、本節２⑴乃至⑷の定めによる既払いの弁済額がある場合には、同額を控除した残額を一括して弁済するものとする。

第４節　権利の変更及び弁済に関するその他の事項

１　弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社の本店所在地において行う。

債権者が銀行口座等への振込を求めたときはその指定に従い、振込費用は更生会社の負担とする。

更生会社が源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を弁済する。

２　放棄・取下げ債権の取扱

更生計画案提出日以降、更生担保権・更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

３　債権譲渡等の取扱

更生手続開始日以降、更生担保権・更生債権の譲渡又は移転がなされたときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、譲渡又は移転前の債権額を基準として行う。なお、一部の譲渡又は移転が行われた場合は、譲渡前又は移転前の債権者は更生担保権・更生債権について名義変更の手続を行わなくてはならない。この場合、譲渡前又は移転前の債権者が受ける権利変更及び弁済は、新旧権利者の債権額に按分して行われる。

４　端数処理

更生担保権・更生債権の権利変更において生じる免除後の債権額の１円未満の端数は、これを切り上げて支払う。

各分割弁済により生じる債権額の１円未満の端数は、これを切り上げて支払うこととし、第５回目の弁済時に調整する。

５　繰上げ弁済

管財人は、裁判所の許可を得て、本更生計画によって分割弁済の対象となっている債権を有する債権者との個別の合意に基づき、同債権者の債権の一部又は全部を繰上げて弁済することが出来る。但し、繰上げ弁済を受ける債権者が他の債権者に対して有利にならないように、本更生計画に基づく各弁済期日から繰上げ弁済実施日まで、年５％の割合以上の中間利息を控除しなければならない。繰上げ弁済実施の具体的な手順と内容は次のとおりとする。

①　管財人は、更生会社の資金の余裕に応じて繰上げ弁済を行うことを決した場合は、毎年３月末と９月末に、更生会社が開設するホームページに、繰上げ弁済の予算額、控除する中間利息の下限となる率、繰上げ弁済の申出期限、及び繰上げ弁済実施日を開示する。

②　管財人は、繰上げ弁済の申出をした債権者と、個別に前項の開示内容に従った繰上げ弁済に関する合意書を作成する。但し、予算額を超える繰上げ弁済の申出があった場合（複数の債権者からの申出があり、その弁済額の総額が予算額を超える場合を含む。）、管財人は、控除すべき中間利息の利率について、申出のあった債権者に変更を求めることが出来、複数の債権者から申出がなされている場合には、もっとも利率の高い債権者（同率の場合は、繰上げ弁済の必要性が高いと合理的に判断される債権者を優先する。）から繰上げ弁済を行うことが出来る。

③　①及び②の経緯を説明した上で、当該繰上げ弁済について裁判所の許可を得る。

６　弁済期の調整

暦日を以て記載している本章の期限の定めは、平成22年11月末日までに更生計画認可決定が確定していないときは、平成22年６月末日（更生計画案認可決定確定想定日）から、更生計画認可決定確定日の属する月の末日までの月数に応じてそれぞれ後に変更する。

第４章　未確定更生債権等の措置

第１節　査定申立等

１　未確定更生担保権

別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の更生担保権については、管財人が別表10―１の「更生担保権として」「認めない額」欄記載のとおりに異議を述べたことから、当該債権者から、別表10―１の「更生担保権の査定申立額」欄記載の額について更生担保権査定の申立てがあり、現在手続が係属中である。

２　未確定更生債権

別表10―２「未確定更生債権一覧表」記載の更生債権のうち、整理番号２乃至５及び47乃至50については、管財人が別表10―２の「更生債権として」「認めない額」欄記載のとおり異議を述べたことから、当該債権者から、更生債権査定の申立てがあり、現在手続が係属中である。

整理番号１及び６乃至46については、更生手続開始決定当時訴訟係属中の債権であって、別表10―２の「更生債権として」「認めない額」欄記載のとおりに異議を述べ、訴訟を受継したものであり、現在も訴訟係属中である。

第２節　未確定更生債権等の措置

１　未確定更生担保権

別表10―１「未確定更生担保権及びそれに伴う更生債権一覧表」記載の更生担保権の額が確定したときは、別表11―１乃至別表11―６、別表11―８、別表11―９及び別表11―11「存続する担保権一覧表」の「新しい債権額」欄記載の額は、当該確定額に置きかわるものとし、当該確定額について別表10―１「未確定更生